

〔付属資料〕

設計図、報告書、業務打合せ記録簿作成要領(標準)

I. 設計図作成要領

1. 設計図の作成、取扱いについては本要領によるほか、JIS A 0101「土木製図通則」土木学会制定「土木製図基準」によるものとする。

なお、これによりがたい場合は、別途協議するものとする。

2. 国土交通省土木構造物標準設計、その他標準設計図集に収録されている場合は、その呼び名を明示することにより構造図等を省略することが出来る。

3. 設計図面は、陽画焼付紙を使用する。

4. 図面の種類は、次の通りとする。

図面の大きさの標準は、下表のとおりとする。

(1)位置図

(2)平面図

(3)一般図

(4)横断面図

(5)縦断面図

(6)標準横断面図

(7)構造図(詳細図を含む)

(8)その他

5. 図面の大きさ

図面の大きさの標準はA1判とする。

番号	寸法mm	番号	寸法mm
A-1	594×841	A-3	297×420

(1)マイクロ写真及び写真によるタイプオフセット(PTO)印刷等により図面を縮少する場合は、A-3判とする。

(2)必要に応じ長手方向に延長することが出来る。

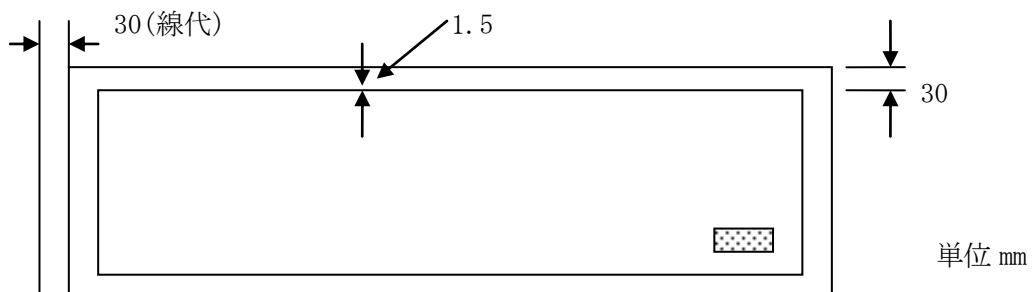
6. 図面の正位

図面の正位は、その長手方向において位置を正位とする。

7. 輪郭と余白

図面には輪郭を付け、輪郭外の余白は30mmとする。扱代を設ける必要のある場合は、30mmの余白をつづる側にとり、破線で区分する。

輪郭は、一本の太い実線とし、線の太さは、1.5mmとする。



8. 原図の大きさ、紙質

(1) 原図には、青写真切取線(図面仕上寸法)のほかに適当な間隔を取り、原図の破損を防護する。

(2) トレース原図の紙質は下記の通りで、トレーシングペーパーにおいては、縁が保護されたものとする。

平面図 ポリエスチルシート 300#程度(鉛筆及び墨入れ)

その他の図面 " " (" ")

または、艶消中厚トレーシングペーパー

9. 図面の折りたたみ

報告書に添付する図面の折りたたみ方法は、調査職員と打合せを行うものとする。

10. 平面図(青焼図)の着色は、次を標準とする。

盛土	切土	構造物	側溝水路	取付道路	現道
緑色	橙色	朱色	水色	茶色	黄色

11. 縮尺

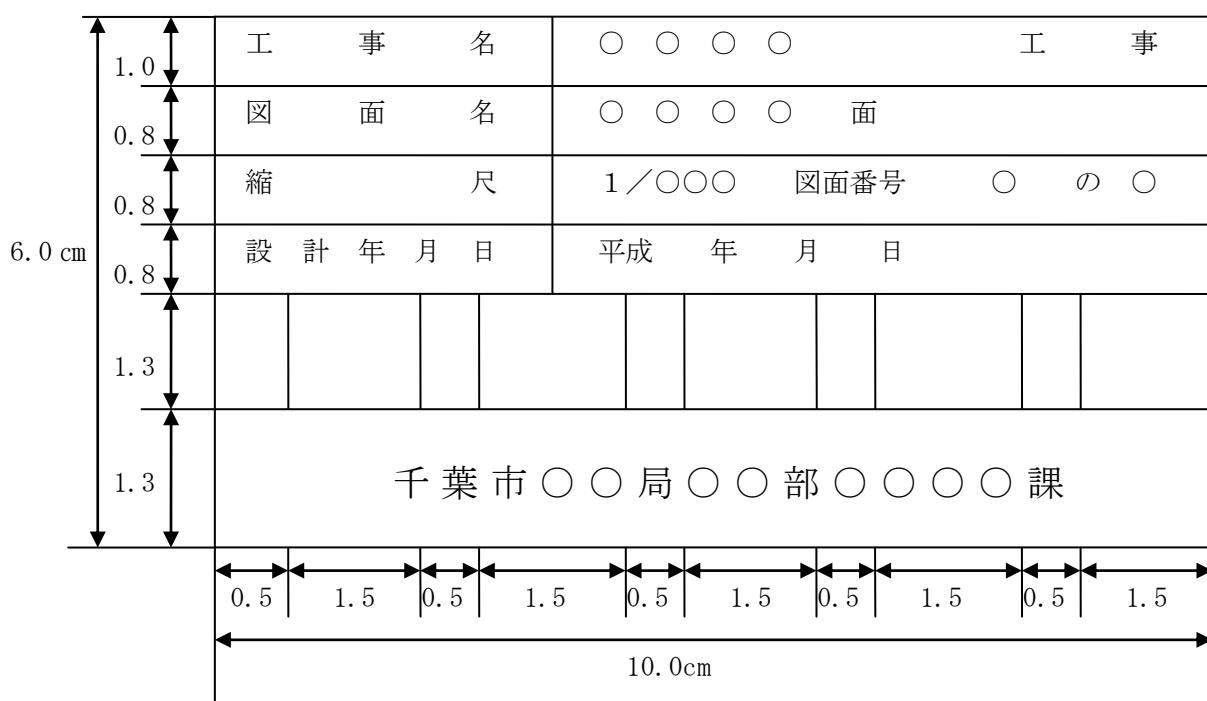
縮尺は特別な場合を除き、次の縮尺より選ぶものとする。

1/2、1/5、1/10、1/20、1/30、1/40、1/50、1/100、1/200、1/300・1/500・1/1,100、1/2,500、
1/3,000、1/5,000、1/10,000、1/25,000・1/50,000

12. 図面の標題

(1) 標題の寸法及び様式は下記を標準とし、図面の右下図を原則とするが、縦断面図、平面図等で右下図の記入不可能な場合は、右上図とする。

(2) 縮尺が図面内に種々ある場合は、それぞれの図ごとに縮尺を記入する。



(3) 受注者は、図面名及び縮尺の欄のみ記入する。

13. 設計図面作図要領

設計図面記載については、次の事項に留意するものとする。

(1) 平面図

- (イ)測点の配列方向は、図面の左端を起点とし、右方に配列する。

(ロ)河川の堤防、護岸等は、下流を起点として上流に向かって追番号。

(ハ)道路は、起点から終点に向かって追番号。

(二)河岸は、海岸名ごとの起点から終点に向かって追番号とする。

(ホ)明示の幅は、工事施行に必要な幅に余裕をもつ幅とする。

(2) 横断面図

- (イ)河川、砂防、ダムは、上流から下流方向を見ること、水制及び取付道路は、起点から終点を見ること。

(ロ)海岸
起点から終点方向を見ること。

(八) 道路

起点から終点方向を見ること。

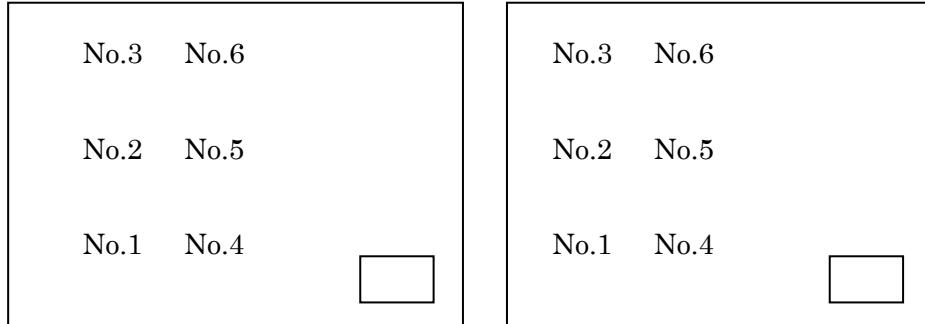
(八) 道路

起点から終点方向を見ること。

(二) 横断面図の配置は、次図のとおりとする。

道路關係

河川及び海岸関係



(3) 縦断面図

- (イ)図面上の測点配列方向は、平面図の配列方向に合致させるものとし、かつ施工区間の前後の関係を知ることの出来る若干区間を記入するものとする。

(ロ)道路の路線面図は、平面図と縦断面を一枚の図面に併記することが出来る。この場合平面図は、上段、縦断面は、下段とする。

(4) 構造詳細図

- (イ)構造図の配置は、左上に側面、左下に平面、右上に断面図を描くことを標準とする。

(ロ)橋梁の側面図は、道路の起点側を左方として描くことを標準とする。

(ハ)基礎構造と土質柱状図等の調査成果の整合を図るものとする。

(5) 図面整理

図面は次の順序で追番号をつけて整理する。

1. 位置図
 2. 平面図
 3. 一般図

4. 標準横断面図
5. 縦断面図
6. 横断面図
7. 構造図(詳細図を含む)
8. その他

I.C、J.C.T 等複雑な構造物の構造図はキープランを図面の右下に付けるものとする。

(6) 図面の記載事項

図面の記載事項は下表によるものとする。

記載事項一覧表

1. 河川関係図面

工種	添付図面及び縮尺	記載事項
掘削 築堤	位置図	<ol style="list-style-type: none"> 1 施工個所を赤色で明示する。 2 土取、土捨を明示する。
	平面図	<ol style="list-style-type: none"> 1 法線、流水の方向、砂洲等付近の河状がわかる図面とする。 2 施工個所を着色し、土取、土捨個所を明示する。 3 上記に関連した未施工部、既施工部を明示する。 4 主要寸法および横断個所を記入する。 5 方位及び工事に関係ある水準点及び、杭を明示する。
	縦断面図	<ol style="list-style-type: none"> 1 測点番号距離、追加距離を記入する。 2 計画高水位、平均低水位、勾配等を記入する。 3 地盤高、施工高、計画高等を記入する。 4 施工個所内の主要構造物を明示する。 5 下流を左とする。
	横断面図	<ol style="list-style-type: none"> 1 間隔は最大 50m とし縮尺は計算誤差を考慮し、なるべく大きくする。 2 基準杭の位置を記入し基準線及び水位を明示する。 要すれば用地境界杭を明示する。 3 巾員、勾配等主要寸法を記入する。 4 横断番号は杭と同順とし、上流から下流を見た断面を用紙の上隅より順に下に書き次の列も同様に記入するものとする。 5 切土部、盛土部はそれぞれ赤、青で着色する。
	標準断面図	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画断面と施工断面を明示する寸法を記入する。 2 既設工部分との関係を明示する。 3 計画高水位、平均低水位を記入する。

工種	添付図面及び縮尺	記載事項
護岸 水制	位置図 平面図 縦断図 横断図 実測平面図	掘削、築堤に準ずる。 掘削、築堤に準ずるが横断面の一部は対岸との関係がわかるものを添付する。 1 築堤、掘削平面図に準ずる。 2 現地の地形を詳細に描き、施工位置法線、構造寸法等を明示する。 3 締切、瀬回し等の工法の全てを明示する。
	標準断面図	1 主要寸法、勾配、厚さ根入り等を明細に記入する。 2 計画高水位、平均低水位を記入する。 3 縦断縮尺は同一とする。 4 必要に応じて詳細図を附する。
一般 構造物	位置図 実測平面図 一般構造図	1 護岸、水制に準ずる。 2 平面、測面、断面図とする。 3 構造の全般が示される寸法線を記入する。 4 基礎工法との関連がわかるように地質柱状図を明示する。
	詳細図	1 一般図において明らかでない部分を拡大明示する。 2 一般図との関係位置を明らかにする。
	鉄筋図	1 鉄筋径、長さ、間隔、カブリを記入する。 2 複雑な図面には加工図を附す軌 3 各鉄筋と定尺寸法は関係づけた数量表を作成する。
	土工断面図	1 護岸水制横断面図に準ずる。 2 土工量を計算しやすいように方向線を定める。 3 掘削、埋戻線を明記する。
砂防 堰堤	位置図 実測平面図 一般構造図 詳細図	1 一般構造物に準ずる。 2 未施工部、既施工部を明示する。
	縦断面図	1 築堤、掘削に準ずる。 2 推定貯砂線及び勾配、河床勾配を記入し、施工部、未施工部を明示する。
	横断面図	一般構造物、土工断面図に準ずる。
	準備工関係図	必要に応じて準備工の配置及び詳細図を附する。
多目的 及び治 水ダム	位置図 ダム附近一般図 仮設備配置図及び 系統図	ダム位置を赤色で明示する。 工事範囲、捨土範囲等を明示する。 仮設備配置及び能力等を明示する。

工種	添付図面及び縮尺	記載事項
多目的 及び治 水ダム	掘削平面図	コンターラインは、2mを原則とする。
	掘削横断面	土石、岩石、推定境界線を記入する。
	基礎仕上清掃 断面図	ダム、平面位置を明示する。
	ダム本体平面図	主要構造物を明示する。
	ダム水平断面図	(アーチダムの場合) 普通コンクリート、特殊コンクリートを色別する。
	ダム横断図	普通コンクリート、特殊コンクリートを色別する。
	上流面図	主要構造物を明示する。
	下流面図	主要構造物を明示する。
	型枠構造図	普通、上下流、スラブ、特殊、その他。
各部詳細図	1	一般図において明らかでない部分を拡大明示する。
	2	一般図との関係位置を明らかにする。

2. 道路関係図面

工種	添付図面及び縮尺	記載事項
改 良	位置図	<ol style="list-style-type: none"> 施工個所を赤実線をもって表示する。 上記に関連した未改築区間、当年度施工中個所、改築済区間をそれぞれ表示し、色別は実施計画作成要領によるものとする。 道路敷外の土取個所又は捨土個所、運搬経路を表示する。 その他必要と認める事項を記入する。
	実測平面図	<ol style="list-style-type: none"> 中心線より、左右少なくとも 30m 位(街路においては適宜縮少する)の区間の地形。 ただし平坦部にあっては、等高線は省略してよい。 20mごとの測点番号を示した道路中心線を記入する。 方位及び工事に関連ある仮水準点の位置及び高さを記入する。 曲線部における曲線(緩和曲線を含む)の起終点を記入する。 I . P の位置及び曲線半径(R)、切線長(T. L)、曲線長(C. L)、交角(1. A)、正矢(S. L)を記入する。 道路巾員線及び用地境界並びに用地境界杭の位置を記入する。 行政区画図、字名及びその境界線、又は主要道路名、河川名、著名建物の名称を記入する。 施工する工事を適宜着色により区別し、引出線及び工事名、形状寸法延長、数量等は赤字書とする。 (着色は色鉛筆にてよい) 工事の起終点及びその前後の状況を明示する。 排水の流向、勾配、流末を明示する。

工種	添付図面及び縮尺	記載事項
改 良	縦断面図	<ol style="list-style-type: none"> 1 測点番号、測点間距離、追加距離を記入する。 2 測点間の道路中心線の地盤高、施工基面高、施工基面高に対しての切盛高を記入する。 3 縦断、勾配及びその延長を記入する。 4 縦断曲線の位置及び延長を記入する。 5 屈曲部における曲線の起終点、半径及びその方向を記入する。 6 隧道又は橋梁の位置、名称、巾員及び延長を記入する。 7 架道橋及び地下道並びに跨線橋にあっては、路面上又は、軌条面上の有効高を記入する。 8 構造物の位置、名称、大きさ、延長及び施工基面高を記入する。 9 主要道路、軌道との交叉位置及び種類を記入する。 10 工事の起終点及びその前後の関連性を明示する。
	横断面図	<ol style="list-style-type: none"> 1 各測点ごとに用地境界線より少なくとも左右 5m 以上にわたる横断面を表示する。 2 切盛の断面積、施工基面局、法勾配及び長さを記入する。 (施工基面局は地盤から基準面までの高さを+一であらわす) 3 用地境界線を記入する。 4 断面にあらわれる排水工、擁壁工等は、その外かくを記入する。 5 各断面の道路巾員を変化のあるごとに記入する。 6 片勾配をつけた場合にはその値を記入する。 7 断面の記載順序は図面に向って左下隅より順次上に書きあげ、次の例も同様に書きあげる。 8 施工する部分の着色は、次のとおりとする。 イ 切土部分は「うすい橙」盛土部分は「うすい緑」とする。 ロ 芝付施工部分は、法部を緑実線とする。
	標準断面図	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の基本巾員を記入する。 2 歩車道の区別を記入する。 3 横断勾配を記入する。 4 切取面及び盛土面の法勾配を記入する。 5 路面及び盤の構造を記入する。 6 排水設備の位置及び断面を記入する。 7 植樹帯又は、道路を占有する工作物の位置及び断面並びに種類を記入する。

工種	添付図面及び縮尺	記載事項
改 良	路盤工法面	<p>1 路盤材料名及び寸法()仕上厚を記入する。</p> <p>2 仕上層を記入する。</p> <p>3 仕上面の予定、K値を記入する。</p> <p>4 施工区間の土質柱状図にその点における路床のC・B・Rまたは、K値を記入する。</p>
	構造物等	<p>1 構造物には基面高を記入する。</p> <p>2 縦断排水構造物においては、原則として排水縦断図を添付する。</p> <p>3 横断排水構造物においては、詳細平面図及び横断図を添付し、前後の取付関係を明確にする。</p> <p>4 取付道路においては、詳細平面図及び横断図を添付し、前後の取付関係を明確にする。</p> <p>5 特に必要なときは、地質図等を添付する。</p> <p>6 擁壁工の場合は断面の変わることに構造物を入れる。</p> <p>7 構造物は、原則として詳細図を添付する。</p>
	その他	<p>その他工事に必要と思われる図面を添付する。</p> <p>(例えば、民地土取をした場合は平面図、横断図等を添付する。)</p>
舗 装	位置図 平面図 縦断面図 横断面図 標準横断図	<p>} 改良に準ずる。</p>
	構造物	改良に準ずるほか、舗装の構造図、用地構造図、目地割図、鉄筋挿入図を記入する。
	路盤工法図	改良に準ずる。
	その他	工事に必要と認められる図面(例えば雑工事の詳細図その他改良工事的なものについてはすべて改良に準ずる。)
構造物	位置図	改良に準ずる。(ただし、着色は当該構造物のみでよい。)
	縦断面図 標準断面図 詳細断面図	<p>} 改良に準ずる。</p>
	構造図	詳細図を添付する。
	地質図	主要構造部が必要である場合
修 繕 維 持		すべて改良、舗装構造物に準ずる。

(7)図面の製本

製本は観音じを原則とし、表紙及び背表紙に業務名、業務完了年月、発注者名、請負者名を金文字等(表紙の色彩に合わせて適宜文字色を選定)で印刷する。なお、分冊の場合は、それが判別できるようにし、表紙の次に図面目次を付けるものとする。(印刷例としては、報告書作成要領を参照)

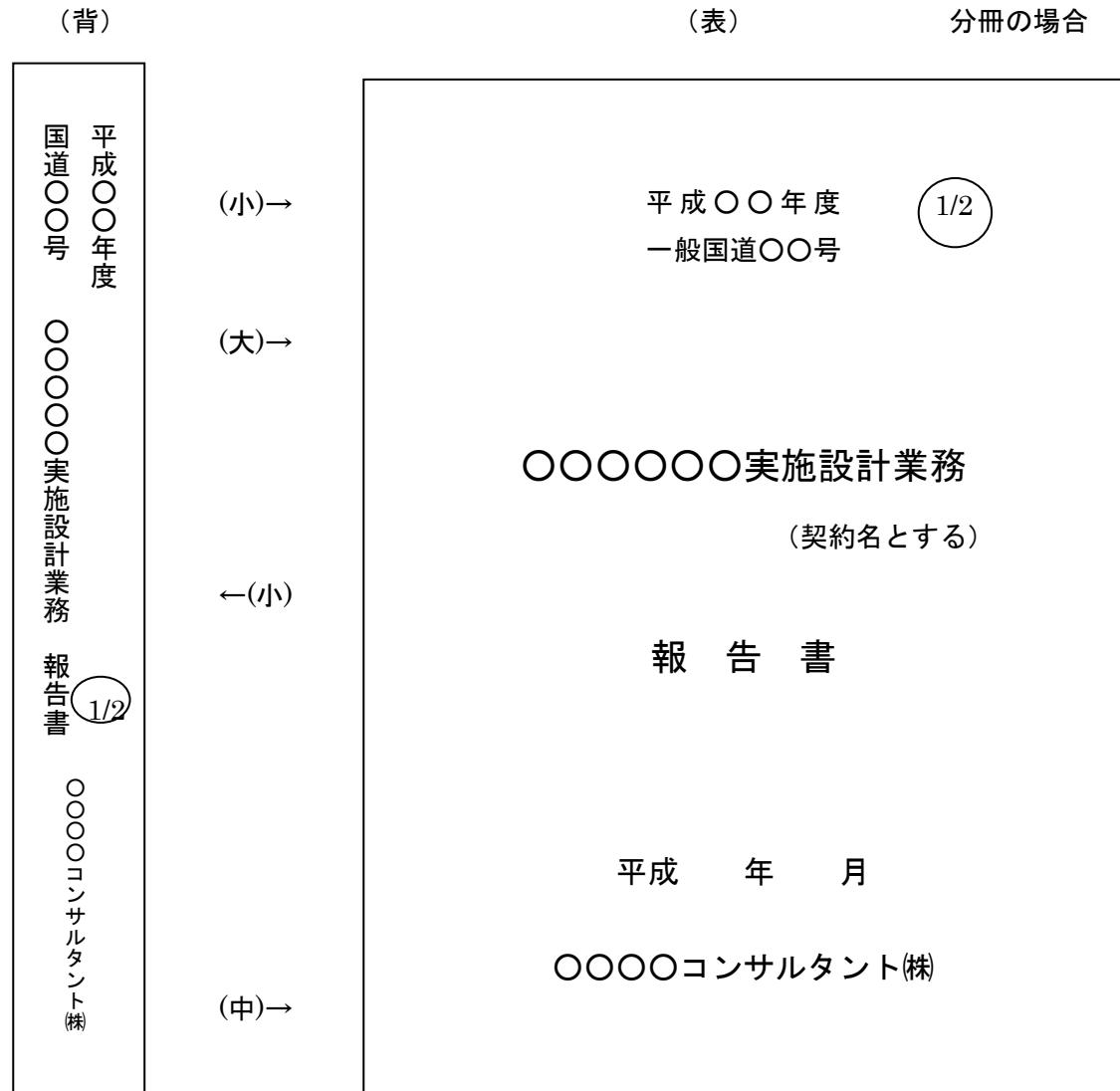
II. 報告書作成要領

1. 報告書

- (1) 報告書の製本は、別図を標準とし表紙には設計業務等の標題を金文字等(表紙の色彩に合わせ文字色は適宜)で印刷するものとする。
- (2) 検討書、設計計算書、数量計算書、図面等は、必要に応じて箱詰め(別様)とし前項同様金文字等にて印刷するものとする。
- (3) 報告書の大きさは、A-4判を標準とする。
- (4) 図面袋又は、箱の表面には、図面の内容を次の様式により記入または添付する。

工事名		
図面名	図面番号	葉数
位置図	1	1
平面図	2	1
○○図	3~5	3
○○図	6~8	3
○○図	9	1
○○図	10	1
○○図	11	1
○○図	12	1
○○図		

報 告 書 (例)



2. 原図

原図の紙質はコピー用紙又はトレーシングペーパーを用いるものとし鉛筆仕上げするものとする。
(ワープロの場合は適宜)

3. 受注者の業務担当者の明記

報告書表紙の次ページに管理技術者他業務担当者の一覧表を記載するものとする。

III. 業務打合せ記録簿記載例

委託打合せ記録簿

(注) 内容欄には、下記事項毎に整理して記載すること。

- ・発注者：請求、通知、協議、回答、承諾
 - ・受注者：請求、報告、申し出、質問、協議、提出

※ 打合せの都度 2部作成し

発注者・受注者双方が保管する。

委 託 指 示 書

発注者 印	課 長	課長補佐	主 査	担当者
指示日時	平成 年 月 日 ()			
委託名				
発注者側 担当課等	千葉市 局 部 課 (係) 班	受注者 会社名等	コンサルタント 部 課 係	
下記 のとおり指示する。 (指示内容)				
上記の指示を了解する。			受注者 印	主任技術者 担当者

- ・ 契約書第9条第2項に規定した事項に限り、本様式を用いて指示することができる。
- ・ 2部作成し、発注者・受注者双方が保管する。

業務目的物の部分使用について

平成 年 月 日

様

発注者

印

契約書第33条第1項の規定に基づき、下記部分の使用をしたいので請求する。

委託名	契約年月日 平成 年 月 日
部分使用の目的	
部分使用	
部分使用期間	平成 年 月 日から乙が当該部分を引き渡す日まで

部分使用同意書

平成 年 月 日

発注者

様

住 所

受注者氏名

印

上記の部分使用に同意します。

1. 打ち合わせ等における発注者・受注者の行為と対応は、以下を基本とする。

用語	用語の定義	発議主体		相手方の対応
		発注者	受注者	
指示	受注者に実施させること	○		了解
請求	相手方に行行為を求める	○	○	受理
通知	相手方に知らせること	○	○	受理
報告	業務遂行状況を発注者に知らせること	○	○	受理
申し出	業務の履行等に関して同意を求める		○	承諾
質問	不明な点を問うこと	○	○	回答
協議	対等の立場で合議すること	○	○	協議
提出	書面、資料等を差し出すこと		○	受理
提示	書面、資料等を示し説明すること		○	了解

2. 調査職員が発議を行う主な事項とその定義

事項	定義	受注者の対応
・ 設計図書に定めた業務の節目以外で受注者に照査を実施させる場合(共仕第 1108 - 2)	指示	了解
・ 地元関係者への説明、交渉に受注者を協力させる場合(共仕第 1115 - 1)	指示	了解
・ 地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要が生じた場合(共仕第 1115 - 5)	指示	了解
・ 契約書第 18 条、19 条、21 条の規定に基づく設計図書の変更を調査職員が行う場合(共仕第 1121 - 2)	指示	了解
・ 業務内容の変更を指示する場合の履行機関変更協議の対象であるか否かの通知(共仕第 1123-1)	通知	受領
・ 業務の一時中止(共仕第 1224-1)	通知 (指示)	受領 (了解)
・ 契約書第 33 条の規定に基づき成果品の部分使用を行う場合	請求	同意

3. 受注者が発議を行う主な事項とその定義

事 項	定 義	発注者の対応
・ 特記仕様書、共通仕様書又は図面の間に相違がある場合 (共通仕様書第 1101 条)	質 問	回答又は(訂正の)指示
・ 設計図書に疑義のある場合(共仕第 1105-2)	質 問	回答又は指示
・ 業務実績情報の登録を行おうとする場合(共仕第 1110-3)	申し出	承 諾
・ 業務実績情報登録後「登録内容確認書」の提出(共仕第 1110-3)	提 出	受 理
・ 打ち合わせにおける業務進捗状況等の説明 (共仕第 1111-2)	報 告	受 理
・ 業務計画書、変更業務計画書(共仕第 1112-1)	提 出	受 理
・ 官公庁からの交渉を受けた場合(共仕第 1114-2)	報 告	受理→指示等
・ 地元関係者からの質問、疑義に関する説明を求められた場合 (共仕第 1115-2)	報 告	受理→指示等
・ 地元関係者への説明、交渉を行った場合 (共仕第 1115-3)	報 告	受 理
・ 現地への立ち入りが不可能となった場合(共仕第 1116-1)	報 告	受理→指示
・ 第 3 者所有の土地、工作物を一時使用する必要が生じた場合 (共仕第 1116-2)	報 告	受理→所有者の了解→通知
・ 発注者の部分使用請求に同意する場合(共仕第 1127-2)	同 意	→部分使用同意書の提出
・ 共仕第 1126 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外を再委託 しようとする場合(共仕第 1128-3)	申し出	承 諾
・ 成果品を使用、複製しようとする場合又は成果内容を公表しようとする場合(共仕第 1129-1)	申し出	承 諾
・ 使用する技術基準、公式等(共仕第 1201、1207-4 等)	申し出	承 諾
・ 設計図書に示されていない業務条件を設定する必要が生じた場合(共仕第 1207-1 等)	申し出	承諾又は指示
・ 現地踏査結果の報告(共仕第 1207-2 等)	報 告	受 理
・ 貸与等資料と現地踏査結果が相違する場合(共仕第 1207-3 等)	協 議	協議→指示
・ 特許工法等特殊な手法を使用する場合(共仕第 1209-5)	申し出	承 諾
・ 電子計算機により設計計算を行う場合(共仕第 1209-10)	協 議	協議→指示